

事 務 連 絡
令和5年6月23日

新型コロナウイルスワクチン
接種医療機関の長 様

呉市福祉保健部福祉保健課長

呉市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業支援金交付要綱の
制定について（通知）

平素より、呉市のワクチン接種行政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業につきましては、今年度から広島県から
当市へ事務が移行されたことに伴い、別添のとおり「呉市新型コロナウイルスワクチ
ン個別接種促進事業支援金交付要綱」を制定しました。該当する医療機関は、要綱に基づ
き申請してください。

1. 提出物

- (1) 交付申請書兼事業実績報告書（様式第1号）
- (2) 実績報告書（様式第2号）
- (3) 請求書（様式第3号）

2. 交付条件・交付額

対象期間中に100回以上接種の週が4週間以上ある場合に、100回以上の週の接種
1回につき2,000円を交付します。

ただし、週100回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、時
間外、夜間又は休日にかかる接種体制を用意していることが条件になります。

3. 対象期間

- (1) 第1期：令和5年5月1日（月）から同年7月2日（日）まで
- (2) 第2期：令和5年7月3日（月）から同年8月31日（木）まで

4. 申請期間

- (1) 第1期：令和5年7月3日（月）から同年8月10日（木）まで
- (2) 第2期：令和5年9月1日（金）から同年10月10日（火）まで

5. 支払期間

支払期間は、審査を終えた日の属する月の翌月末までになります。

各医療機関から国保連経由で呉市に届く接種費用の請求データを基に審査を行います
ので、具体的な支払期間は次のとおりとなります。国保連への請求が遅れると、当
該支援金の交付も遅れますので、予め御了承ください。

- (1) 第1期：令和5年9月30日まで（8月末までに審査を終えた場合）
- (2) 第2期：令和5年10月31日まで（9月末までに審査を終えた場合）

6. 請求・問合せ先

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

福祉保健課 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業PT

担当：松田（電話25-5677）